

札幌市公共交通協議会設置要綱

(令和4年11月30日都市計画担当局長決裁)

最近改正 令和6年11月19日

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等を協議し、その他地域公共交通（活性化再生法第2条第1号に規定する地域公共交通をいう。以下同じ。）の活性化及び再生を推進するために必要な協議を行うため、札幌市公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事務を行う。

- (1) 活性化再生法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び変更に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (4) 地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要なバス等での輸送に関する協議に関すること。
- (5) 市内バス路線の維持の必要性に関すること。
- (6) 地域公共交通の確保・維持・改善に関する事項及び計画の策定に関する協議及びこれらに関する施策の実施に係る連絡調整に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要な事項

(委員)

第3条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 本市職員

(2) 活性化再生法第2条第2号に規定する公共交通事業者等及び一般旅客自動車運送事業者の代表者

(3) 前号の公共交通事業者等が組織する団体の代表者

(4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者

(5) 関係行政機関の職員

(6) 地域公共交通の利用者

(7) 学識経験者

(8) その他市長が必要と認める者

3 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(臨時委員)

第5条 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第3条第2項に規定する者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別の事項等に関する調査又は審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

4 第3条第3項及び前条第2項の規定は、臨時委員に準用する。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、本市職員である委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 会長は、協議会の会議を招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

ただし、欠席する委員が指名する代理の者が出席した場合は、当該委員が出席したものとみなす。

4 会議の議事は、出席した委員（議長を含む）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、やむを得ない事由により協議会を開く余裕のない場合、または、参集することが困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決とすることができる。

6 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。ただし、第4条第2項及び同条を準用する第5条第4項の適用を受けた委員及び臨時委員においては、前任者が属していた部会に属すべき委員及び臨時委員として会長が指名したものとみなす。

3 協議会は、その定めるところにより、その権限の一部を部会に委任し、部

会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

（協議結果の取扱い）

第 9 条 協議会において協議が調った事項について、委員及び臨時委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（謝礼）

第 10 条 委員及び臨時委員（第 7 条第 3 項ただし書きによる代理の者を含む）が会議（第 7 条第 5 項による場合を除く。）に出席したときは、謝礼を支給することができる。

2 謝礼の額は、札幌市特別職の職員の給与に関する条例第 2 条第 2 項に定める「その他附属機関の委員」の報酬日額に準ずるものとする。

3 前 2 項の規定に関わらず、第 3 条第 2 項第 1 号から第 3 号及び第 5 号に該当する委員及び臨時委員については、謝礼を支給しない。

（庶務）

第 11 条 協議会の庶務は、まちづくり政策局において行う。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 19 日一部改正）

この要綱は、令和 6 年 11 月 19 日から施行する。